

避難生活における福祉サービスの提供等について

避難所関係担当者全国説明会（令和7年11月12日）



内閣府(防災担当)

避難支援担当

目次

1. 「福祉サービスの提供」について

- ・概要

- ・「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」（法改正施行通知）（抜粋）

- ・災害救助事務取扱要領（令和7年10月）（抜粋－福祉サービスの提供について追記）

2. 「大規模災害時における『災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）』の活用について（周知）」（抜粋） （令和7年3月25日付事務連絡）

参考資料：各種災害対応関係者連絡協議会にかかる補助
（令和8年度概算要求）

福祉サービスの提供（内閣府告示 第7条）

	一 般 基 準	備 考
対象者	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）	
救助期間	災害発生の日から7日以内 ※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの	
福祉サービスの提供の範囲	ア 災害時要配慮者に関する情報の把握 イ 災害時要配慮者からの相談対応 ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 エ 災害時要配慮者の避難所への誘導 オ 福祉避難所の設置（※）	（※）法第2条第2項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く。
対象経費	○ 上記アからエまでについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費 ○ 上記オについては、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費 ※福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等にかかる経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。	

主 な 留 意 事 項

- 福祉サービスの提供の対象者は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）。
- 避難生活において配慮を必要とする者に対して行われるものであり、例えば、想定被災市町村の福祉関係職員の巡回のほか、災害派遣福祉チーム（DWA T）の在宅・車中泊避難者への派遣等が想定される。
- 福祉サービスのための輸送は、災害時要配慮者であって自ら避難することが困難な状況にある者を避難所等へ輸送する場合、又は、福祉サービスを提供する者を被災地や避難所等へ輸送する場合などの輸送であり、「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。

主 な 留 意 事 項

- 従前からの特養、老健等入所対象者や在宅の介護サービス利用者については、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。
- 見守り支援や社会福祉施設における施設間応援に要する経費等の他省庁の事業については、法の対象ではないこと。
- 都道府県知事等からの要請を受けて、避難所や在宅・車中泊避難者のもとへ派遣された保健師や看護師等による健康観察や健康相談についても福祉サービスの提供として差し支えない。このとき、健康観察及び健康相談に要する日当、時間外勤務手当、旅費（宿泊費を含む。）等については、看護師等が民間病院等に所属する場合は賃金職員等雇上費で取り扱い、保健師等が公立病院等に所属する場合は、救助事務費で取り扱うこと。なお、保健師や看護師等が、病院等において健康観察や健康相談を実施する場合や訪問看護の一環で健康観察等を実施する場合は、病院等の機能が維持されていることから国庫負担の対象外となる。

主 な 留 意 事 項

- 福祉に関する相談を中心に、災害応急期における被災者のあらゆる相談に対応する目的で、都道府県知事等が各士業関係者と連携し主催する相談会等の相談対応や、都道府県知事等の要請を受けて、各士業関係者が連携して開催する相談会等の相談対応についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。ただし、被災者台帳や内閣府が示す被災者台帳ヒアリングシート（例）等を活用し、都道府県知事等と士業関係者間で、相談を受けた被災者に関する情報共有を密に行うこと。

このとき、相談対応に要する日当、時間外勤務手当、旅費（宿泊費を含む。）等については、賃金職員等雇上費で取り扱うこととなるが、他の福祉サービスの提供主体との公平性に鑑み、当該都道府県等の常勤の職員（福祉職）に相当する者の給与を考慮した額とすること。ただし、ここでいう「相談対応」とは、被災者のニーズを明らかにし、支援先につなぐことを想定したものであることから、被災者から相談があった内容のうち、各士業関係者が、業として個別具体の案件として処理することで発生する報酬に相当する費用等については、国庫負担の対象外となる。また、各種法令に基づく相談対応は、各種法令による支援が優先されるため国庫負担の対象外となる。

主 な 留 意 事 項

- ※ 法による福祉サービスの提供については、災害時要配慮者に関する情報の把握や災害時要配慮者からの相談対応をその範囲として含むことから、次の点に留意して実施すること。
 - ア 災害時要配慮者に関する情報の把握や災害時要配慮者からの相談対応については、まずは、被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援等事業（厚生労働省事業）による支援の実施について検討すること。
 - イ 被災高齢者等把握事業との関係では、当該事業の実施体制が整うまでの間の対応や、当該事業では賄いきれないニーズ（妊産婦等の要配慮者への相談支援等）への対応としての福祉サービスの提供を実施することが考えられる。
 - ウ 被災者見守り・相談支援事業との関係では、当該事業の実施体制が整うまでの間の対応として福祉サービスの提供を実施することが考えられる。

令和7年台風15号

専門家による

予約不要・無料

生活なんでも相談

りさい証明書を
罹った後は
どうしたら？

今後の生活が
不安…
使える
支援制度は？

被災した家の
修理・解体…
まだ迷ってる…

竜巻で瓦が飛んで
隣家を傷つけて
しまった
(傷つけられた)

日時

2025年9月11日～終了時期未定
10:00～16:00 (当面土日祝も開催)

場所

牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」
住所: 牧之原市静波991-1

- ★ 曜日や時間帯、場所が変更となることもあるため、最新情報を牧之原市や静岡県弁護士会ホームページでご確認ください
- ★ どなたでも(牧之原市以外の方も)ご相談いただけます

具体的なご相談がない方でもお寄り下さい。
様々な支援制度の情報提供をしています。



主催

静岡県災害対策士業連絡会

静岡県弁護士会

☎ 054-252-0008

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士・中小企業診断士の各団体加盟

「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」 (法改正施行通知、関係箇所を抜粋) ①

府 政 防 第 1051 号
消 防 災 第 104 号
令 和 7 年 7 月 1 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官 (防災担当)
消 防 庁 次 長

災害対策基本法等の一部を改正する法律について

災害対策基本法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 51 号。以下「改正法」という。) については、令和 7 年 6 月 4 日に公布され、令和 7 年 6 月 4 日付け都道府県知事宛て府政防第 885 号、消防災第 90 号 (以下「公布日通知」という。) において、改正法の趣旨及び同日施行の事項に係る概要等について通知しているところです。

今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (令和 7 年政令第 206 号) により、改正法の公布から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている規定について、令和 7 年 7 月 1 日から施行することとなりました。あわせて、関係政令、関係府令及び関係告示について、本日まで公布されております。

ついては、追って通知することとしていた事項について、下記のとおり通知いたしますので、貴職におかれましては、下記内容を御理解の上、今後の防災対策の推進に万全を期するとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

下記中の条番号は特に断りがない限り、改正法による改正後のものです。また、下記中における法令名の記載については、以下のとおりですが、改正後の法律であることが明らかなものについては、法令名を省略して条番号のみを記載しています。

災 対 法 : 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 233 号)

救 助 法 : 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)

整備等政令 : 災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (令和 7 年政令第 207 号)

改 正 府 令 : 災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令 (令和 7 年内閣府令第 59 号)

定に基づき、登録被災者援護協力団体の求めに応じて、市町村長が当該登録被災者援護協力団体に対し台帳情報 (保有個人情報) を提供する場合には、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当する。

このため、上記の場合には、登録被災者援護協力団体は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、被災者に関する情報 (個人データ) を提供することが可能であり、また、市町村長は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、台帳情報 (保有個人情報) を提供することが可能である。

II 災害救助法の一部改正

1 救助の種類 (第 4 条関係)

高齢化などが進展する中で、災害時には、避難所に避難する要配慮者に対する福祉的支援はもちろんのこと、在宅避難者などに対する福祉的支援を充実させる必要がある。

このため、救助法の救助の種類として新たに「福祉サービスの提供」を規定した (第 4 条第 1 項)。

① 対象者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者 (以下「災害時要配慮者」という。) とする。

※災害時要配慮者には、妊産婦やこどもも含む。

② 具体的な内容

「福祉サービスの提供」の具体的な内容として規定されるのは、次に掲げるものである。

- イ 災害時要配慮者に関する情報の把握
- ロ 災害時要配慮者からの相談対応
- ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- ホ 福祉避難所の設置 (第 2 条第 2 項に基づき設置する場合を除く。)

③ 支出対象経費

「福祉サービスの提供」を実施するに当たり必要な場合は、「福祉サービスの提供」のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

④ 留意事項

今後、速やかに、災害救助事務取扱要領を改正し、更なる制度の詳細について周知する予定。あわせて、厚生労働省において、DWAT の活動に関するガイ

「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」 (法改正施行通知、関係箇所を抜粋) ②

ドラインである「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(災害時の福祉支援体制の整備について(平成30年5月31日社授発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)別添)を改正している。

福祉施設や福祉サービスの機能が回復されるまでの間は、福祉部局と連携し必要な支援を継続するよう努めるとともに、機能回復に向けた応援派遣や必要物資・資機材の調達などについて、災害発生前から適切な準備をすること。

各市町村における避難行動要支援者に対する個別避難計画が、要配慮者への実効性の高い避難支援に向けて作成が進められるよう、必要な支援の強化を図ること。

2 従事命令(第7条関係)

都道府県知事等が行う「福祉サービスの提供」が確実に行われるよう、医療、土木建築工事又は輸送関係者と同様、都道府県知事等が救助に関する業務に従事させることができる者として「福祉関係者」を規定した(第7条第1項)。

一方で、福祉関係者に対する従事命令の権限の行使は、人命を守るに当たって、万が一の場合に備えた、いわば、最後の手段であり、その運用の状況によっては、国民の権利や自由に対する侵害又はその財産に対する制限となり得るものであるため、その濫用は厳に慎み、真に必要なやむを得ない場合に限り行使されるべきものである。

① 従事命令の具体的な範囲

福祉関係者の具体的な範囲については、政令で定めることとされており(第7条第3項)、整備等政令による改正後の災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第4条第3号及び改正府令による改正後の災害救助法施行規則(昭和22年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第1号)第4条の2において、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び相談支援専門員を規定した。

② 公用令書の交付

都道府県知事等が従事命令を発する場合には、手続の明確を期するため、公用令書(様式については「災害救助法施行細則(例)」を参照)を交付しなければならない(第7条第4項)。

公用令書には、次の事項を記載しなければならない(災害救助法施行規則第4条第1項)。

- ・命令を受ける者の氏名、職業、出生の年月日及び居住の場所
(法人その他の団体についてはその名称、事業の種類及び主たる事務所の所在地)
- ・従事すべき業務

- ・従事すべき場所及び期間
- ・出頭すべき日時及び場所
(法人その他の団体については従事すべき業務の内容計画)
- ・その他必要と認める事項

③ 実費の弁償について

都道府県知事等は、従事命令により、福祉関係者を救助の業務に従事させた場合には、その実費を弁償しなければならないこととされている(第7条第5項)。また、実費弁償に関して必要な事項は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定めることとされているが、同告示上の福祉関係者の取扱いについては、同告示第15条第1号と同様の取扱いをする。

④ 扶助金の支給について

救助に関する業務に従事する福祉関係者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法施行令の定めるところにより扶助金を支給することとした(第12条)。

扶助金の支給について、災害救助法施行令上の福祉関係者の取扱いについては、医療関係者などと同様とする。

⑤ 罰則

第7条第1項の規定による従事命令に従わなかった福祉関係者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処することとした(第32条第1号)。

3 登録被災者援護協力団体に対する協力命令(第8条関係)

都道府県知事等が行う救助が確実に行われるよう、都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができることとした(第8条第2項)。

① 実費の弁償について

登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならないこととした(第8条第4項)。

なお、当該実施弁償に当たっては、従事命令に係る実費弁償と同様に、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が必要な事項を定めることとしているため(災害救助法施行令5条)、留意されたい。

災害救助事務取扱要領（令和7年10月）（抜粋）①

9 福祉サービスの提供

(1) 趣旨

災害が発生し都道府県知事等からの要請を受けた場合には、速やかに、災害時要配慮者に対して法による福祉サービスの提供を実施すること。

(2) 対象者

災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下、「災害時要配慮者」という。）

(3) 期間

法による福祉サービスの提供を実施できる期間は次により定めること。

ア 発災後、法による福祉サービスの提供が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の福祉サービスの提供の必要性が明らかな場合は、その期間によること。ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより福祉サービスの提供を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による福祉サービスの提供を実施する期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて法による福祉サービスの提供が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により法による福祉サービスの提供期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、法による避難所の開設期間も踏まえ、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 福祉サービスの提供範囲

法による福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うこと。

ア 災害時要配慮者に関する情報の把握

イ 災害時要配慮者からの相談対応

ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

エ 災害時要配慮者の避難所への誘導

オ 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

(5) 福祉サービスの提供方法

ア 法による福祉サービスの提供は、あらかじめ編成しておいたチームを被災地へ派遣し福祉サービスの提供を行わせるものである。

(ア) あらかじめ編成しておいたチームでは十分な福祉サービスの提供が確保できないときには、その他の社会福祉施設等から必要な職員を派遣することも差し支えない。

(イ) (ア) によるその他の社会福祉施設等からの派遣が拒否されるなどのため、要員の確保が十分にできない場合には、必要に応じて法第7条の規定による従事命令により、これら派遣を拒否する社会福祉施設等から社会福祉士、介護福祉士等を確保することもやむを得ない。

ただし、法第7条の規定による従事命令は強制権によるものであるため、できる限り当該社会福祉施設等の理解を得て派遣するように努力するなど、その運用に当たっては、慎重に取り扱われたい。

(6) 基準額

法による福祉サービスの提供のため支出できる費用は、原則として次による。

ア (4) アからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費とし、(4) オの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

イ 社会福祉士、介護福祉士、事務員、運転手等を福祉サービスの提供に従事させたときの費用については、原則として次により取り扱うこと。

(ア) 地方公共団体に勤務する者、国の機関に準ずる機関に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について救助事務費として整理すること。

(イ) 法第7条の規定により従事命令を受けた社会福祉士、介護福祉士等は、同条第5項の規定により、その実費が弁償されること。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は法第12条に基づき扶助金の支給が行われる。

(ウ) その他の者については、応急救助のための賃金職員雇上費で取り扱うこと。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者は、都道府県が雇い上げた通常賃金職員等の例により取り扱うこととなり、法第12条による扶助金の支給対象とはならない。

(エ) 福祉サービスの提供に従事した社会福祉士、介護福祉士、事務員、運転手等への昼食や夕食の費用については一般的には、旅費（日当や宿泊費等）に含まれているものと解しているが、稀に旅費に含まれていない場合がある。旅費に昼食や夕食が含まれていない場合、食事代を支払うことについては差し支えない。

なお、被災地での昼食や夕食代金については、社会通念上、是認できる範囲程度とすること。（酒類等を含む請求については、当然、国庫の負担の対象外となる。）

ウ 都道府県知事等からの要請を受けて、避難所や在宅・車中泊避難者のもとへ派遣された保健師や看護師等による健康観察や健康相談についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。このとき、健康観察及び健康相談に要する日当、時間外勤務手当、旅費（宿泊費を含む。）等については、看護師等が民間病院等に所属する場合は賃金職員等雇上費で取り扱い、保健師等が公立病院等に所属する場合は救助事務費で取り扱うこと。

なお、保健師や看護師等が、病院等において健康観察や健康相談を実施する場合や訪問看護の一環で健康観察等を実施する場合は、病院等の機能が維持されていることから国庫負担の対象外となる。

エ 福祉に関する相談を中心に、災害応急期における被災者のあらゆる相談に対応する目的で、都道府県知事等が各士業関係者と連携し主催する相談会等の相談対応や、都道府県知事等の要請を受けて、各士業関係者が連携して開催する相談会等の相談対応についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。ただし、被災者台帳や内閣府が示す被災者台帳ヒアリングシート（例）等を活用し、都道府県知事等と士業関係者間で、相談を受けた被災者に関する情報共有を密に行うこと（例：士業関係者は、あらかじめ被災者本人の同意を得たうえで、相談内容を当該自治体に提供する。）。

災害救助事務取扱要領（令和7年10月）（抜粋）②

このとき、相談対応に要する日当、時間外勤務手当、旅費（宿泊費を含む。）等については、賃金職員等雇上費で取り扱うこととなるが、他の福祉サービスの提供主体との公平性に鑑み、当該都道府県等の常勤の職員（福祉職）に相当する者の給与を考慮した額とすること。ただし、ここでいう「相談対応」とは、被災者のニーズを明らかにし、支援先につなぐことを想定したものであることから、被災者から相談があった内容のうち、各士業関係者が、業として個別具体的な案件として処理することで発生する報酬に相当する費用等については、国庫負担の対象外となる。また、各種法令に基づく相談対応は、各種法令による支援が優先されるため国庫負担の対象外となる。

(7) 福祉避難所の設置

福祉避難所を設置した場合の取扱いに当たっては、次の点に留意すること。

- ア 市町村が法による福祉避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、市町村及び都道府県は、福祉避難所である旨の情報を加えた上で、1（1）の力の連絡及び報告を行うこと。
- イ 福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えない。
なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ介護保険法に基づく緊急入所等を含め当該施設で適切に対応すべきであるので、原則として福祉避難所の対象者として予定していないこと。
(ア) 特別養護老人ホーム等の入所対象者は、本来入所すべき施設で適切なサービスを受けられるようにすべきであり、必要であれば緊急入所等を活用し、これら施設が対応すべきである。
(イ) 福祉避難所で提供できるサービスの水準には限界があり、施設入所対象者は対象としないという前提でのサービスの水準である。
(注) 福祉避難所の対象者を介助する家族等を対象者とともに避難させることは差し支えないが、その者の取扱いに当たっては、原則として福祉避難所の対象者とは解せず、通常の避難所の対象者として解すること。
- ウ 指定福祉避難所として指定していない特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設を震災後に福祉避難所として設置した場合には、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。
 - ① 緊急入所等を行う施設としてその機能をあらかじめ確保しておく必要があること。
 - ② 緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。
 - ③ 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
 - ④ 入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。
- エ 福祉避難所において要配慮者の相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（訪問介護員等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。
- オ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。
- カ 福祉避難所の対象者は固定的でないので、対象者をあらかじめ把握していないときには

勿論、あらかじめ把握しているときにも、被災直後の混乱期から一定期間を経過した後は、避難所に対象者が避難していないか調査すること。

- キ 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（サービス付き高齢者向け住宅又はシルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。
- ク 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、次の考え方により施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託できる。
 - (ア) 災害時における市町村の要員不足等も勘案し、各々の役割や機能等を最大限活用できるようにするため、委託できること。
 - (イ) 老人福祉センター等の場合は、本来的事業又は臨時的に本来的事業に関連した緊急一時的な事業を受託したものと見なせること。
 - (ウ) 入所施設等の場合は、災害時に当該施設等が地域社会の一員としての役割を果たすため、緊急的かつ一時的に行う地域交流事業の一つを受託したと解せられること。
- ケ 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託した場合、その他の救助の一部又は全部を併せて委託することができる。
 - (ア) 福祉避難所の運営と併せて委託する救助として、炊き出しその他による食品の給与のほか、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の一部又は全部について委託することが考えられる。
 - (イ) その他の救助の一部又は全部を委託する場合、委託先の施設等の被災状況や、利用可能な設備及び要員の状況を勘案の上、当該施設の設置者に過度の負担を課さないよう留意すること。
- コ 福祉避難所の精算に当たっては、救助の一部又は全部を委託した場合、各々の救助種目毎に整理することを原則とすること。
ただし、一定の救助の全部を委託し、他の救助との重複が生じないときには、実施した救助種目を明記し、福祉避難所の費用として一括して精算することも特例的に認められる。
併せて、炊き出しその他による食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与等を委託したときには、当該救助のため支出できる費用の全部又は一部を加算した額でこれらの救助全体を行って差し支えない。
- サ 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましいので、次に掲げる制度等を活用し、早期退所が図られるように努め、通常の避難所の設置期間内に解消すること。
 - (ア) 関係部局と連携を図り、シルバーハウジングへの入居又は社会福祉施設等への入所（応急入所等を含む。）等を積極的に活用すること。
 - (イ) 基準告示第2条第2項に定める応急仮設住宅（福祉仮設住宅）等への入居を図ること。
- シ 市町村（都道府県）は、福祉避難所や要配慮者スペースの閉鎖に当たっては、避難者の退所について責任を持って対応することとし、いやしくも施設等に委託したまま放置しないこと。

災害救助事務取扱要領（令和7年10月）（抜粋）③

(8) 必要な書類

法による福祉サービスの提供に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを保存すること。

ア 福祉チームの活動状況

イ 福祉サービスの提供のための支払い証拠書類

(9) 留意点

法による福祉サービスの提供については、災害時要配慮者に関する情報の把握や災害時要配慮者からの相談対応をその範囲として含むことから、次の点に留意して実施すること。

ア 災害時要配慮者に関する情報の把握や災害時要配慮者からの相談対応については、まずは、被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援等事業による支援の実施について検討すること。

イ 被災高齢者等把握事業との関係では、当該事業の実施体制が整うまでの間の対応や、当該事業では賅いきれないニーズ（妊産婦等の要配慮者への相談支援等）への対応として福祉サービスの提供を実施することが考えられる。

ウ 被災者見守り・相談支援等事業との関係では、当該事業の実施体制が整うまでの間の対応として福祉サービスの提供を実施することが考えられる。

2. 「大規模災害時における『災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）』の活用について（周知）」 （令和7年3月25日付事務連絡）

<ポイント部分のみ抜粋。全文は内閣府ホームページ等よりご確認ください。>

事務連絡
令和7年3月25日

各都道府県防災担当主管部局
保健医療福祉調整本部ご担当部局 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室

大規模災害時における

「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の活用について（周知）

平素より、災害対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。
今般、災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報（浸水域・道路啓開情報等の災害情報）を迅速・リアルタイムに集約し、保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定（保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等）を支援するためのシステムである「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」（以下「D24H」という）について、運用に関する取り扱いを「D24H運用要領」として別添のとおり取りまとめましたので、貴管下市町村等関係者、団体等に周知方お願いいたします。

なお、D24Hの運用については、今後、段階的に情報発信することとしており、本年4月下旬目途で追加情報を発信することとしております。

（参考）「D24H」について

英語名「Disaster Digital Information System for Health and well-being」の通称。読み方は、「ディートウエンティーフォーエイチ」

（照会先）
厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等
危機管理対策室 佐々木、井形
TEL 03-3595-2172（直通）

（別添）D24H 運用要領

1. 都道府県保健医療福祉調整本部を通じた災害対応

- 大規模災害時においては、都道府県に災害対策本部の下に、保健・医療・福祉支援の司令塔である「保健医療福祉調整本部」を設置し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施。

2. 災害時保健福祉医療活動支援システム（D24H）による災害時の支援

- 災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報（浸水域・道路啓開情報等の災害情報）を迅速・リアルタイムに集約。
- 集約した情報を整理・分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。
- 保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定（保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等）を支援

3. D24H が連携する保健医療福祉関係システム

分類・名称	対象施設	概要
医療 EMIS （広域災害救急医療情報システム）	医療施設	災害時における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援するシステム。 ※新 EMIS 試行運用期間中（～R7.3）
介護 災害時情報共有システム	入所施設、 居住系サービス事業所	災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への適切な支援につなげるシステム。
障害 災害時情報共有システム	障害者支援施設等・児童福祉施設	災害時における障害者支援施設・児童福祉施設等の被害状況を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるシステム。
子ども 災害時情報共有システム		

<p>新総合防災 情報システム (SOBO-WEB)</p>	<p>-</p>	<p>災害情報を地理空間情報として共有するシステム。省庁、地方自治体、指定公共機関といった災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としている。</p> <p>災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報を定めた災害対応基本共有情報 (EE1) を軸に情報を集約する。インフラ、気象情報、道路通行実績等といった各機関が収集した災害情報を地図化してSOBO-WEB上で共有。</p>
--	----------	--

※避難所情報は、D24Hに搭載

4. 集約した情報の活用

(1) 活用主体の範囲

D24Hを活用する機関等については、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(通知)等を踏まえて以下のとおり設定

①国の機関

厚生労働省職員(大臣官房厚生科学課、医政局、医薬局、健康・生活衛生局、感染症対策部、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局)、内閣府(防災担当)、他省庁の職員(経産省、国交省、農水省等)

②地方自治体の職員等

都道府県保健医療福祉調整本部県庁の職員(防災担当部局、医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課)、統括DHEAT、保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、市町村の職員

③保健医療福祉活動チーム等

災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班(AMAT)、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、薬剤師チーム、看護師チーム(被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む)、保健師等チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)、災害時感染制御支援チーム(DICT)、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム、中間支援団体(JVORD)

(2) 活用方法

①D24Hを活用した意思決定(例)

- ア 各種保健医療福祉活動チームによる支援先(避難所等)への巡回支援。
⇒派遣先、派遣するチームの決定
⇒SOBO-WEBより入手した通行止め情報(国交省)と併せて、最適な巡回ルートを設定
- イ 各種保健医療福祉活動チームの派遣要請
⇒とるべき対策の種類、量を算出し、必要チームを算出
- ウ 避難所生活環境を評価し、とるべき対策を決定
⇒トイレ、食事、パーティション・簡易ベッド・入浴の確保・改善
⇒他省庁(経産省、農水省等)と情報を共有

②D24H活用の効果:「集計」・「報告」にかかる業務負担の軽減

- ア 迅速かつリアルタイムな情報集約
⇒医療機関(EMIS)、社会福祉施設(高齢者、障害者、子ども)のシステム、SOBO-WEB(内閣府防災を経由した他省庁システムでの集約情報)との自動連携
- イ 保健医療福祉調整本部や現場(市町村・保健所など)の集計・報告の負担軽減
⇒避難所情報はD24Hで入力
⇒避難所情報は、現場でスマホ等から直接報告。
⇒本部はボタン一つで集計。
- ウ 各種集計結果等の資料化による負担軽減(今後開発予定)
⇒集約した情報をそのまま会議資料として活用できるよう加工(資料化)することにより、更なる事務負担の軽減

5. 保守・運用体制

(1) ヘルプデスク

- ・各種照会にかかる総合窓口は現在調整中(別途周知予定)
- ・平時(研修・訓練)及び実災害時の活用についての照会は、当分の間、厚生労働省大臣官房厚生科学課へ連絡
(メールアドレス): kikishitsu@mhlw.go.jp

(2) 災害時の体制について

- ・大規模災害が発生した場合、保守・運用業務請負業者と開発者(芝浦工業大学)、厚生労働省大臣官房厚生科学課が協議し、体制を構築し、別途都道府県等へ周知

避難所の保健衛生の観点の事項を想定しており、避難者数、避難所数はアラートに入力を、トイレ、食事、寝床等の詳細は「発災時における避難所の確保及び生活環境の整備等について」(令和7年5月28日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)事務連絡)の様式に記載及び提出をお願いします。

情報の入力・活用(主体別の例)

	情報の入力	情報の活用
国	○医療施設、社会福祉施設の被害情報等 ○保健所現状報告 ○避難所情報	○状況の把握・整理 ○関係者への共有 ○情報の分析等～対応策の検討
都道府県	-	・厚生労働省職員(大臣官房厚生科学課、医政局、医薬局、健康・生活衛生局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局)・内閣府(防災)・他省庁の職員(経産省、国交省、農水省等)
保健所・市町村	・保健所の職員	・災害医療コーディネーター ・災害時小児周産期リエゾン
保健医療福祉活動チーム	・災害派遣医療チーム(DMAT) ・日本医師会災害医療チーム(JMAT) ・日本赤十字社の救護班 ・独立行政法人国立病院機構の医療班(NHO) ・全日本医療支援班(AMAT) ・日本災害歯科支援チーム(JDAT) ・薬剤師チーム ・保健師チーム ・管理栄養士チーム ・日本栄養士会災害支援チーム(JNA-DAT) ・災害派遣精神医療チーム(DPAT) ・日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT) 災害時緊急制御支援チーム(DICT) ・災害派遣福祉チーム(DMAT) ・その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム ・中間支援団体(IWORDを想定)	
その他関係者	・自治体職員(避難所運営) ・自衛隊 ・医療施設職員(EMIS) ・社会福祉施設職員(災害時情報共有システム)	-

【参考】能登半島地震におけるD24H避難所情報の入力者(団体・チーム)の割合:R6.1.24時点の集計値
自治体職員(26%)、日本赤十字社救護班(21%)、保健師等チーム(13%)、国病機構(13%)、自衛隊(9%)他

市町村の職員は、下記のリアポートや「発災時における避難所の確保及び生活環境の整備等について」(令和7年5月28日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)事務連絡)の様式への入力・記載もあることから担当を分けて実施することや、保健医療福祉活動チームに委ねることも含め、災害状況に応じて総合的に検討して対応をお願いします。

D24H情報の活用① D24Hを活用した意志決定(例)

□ 各種保健医療福祉活動チームによる支援先(避難所等)への巡回支援。

⇒ 派遣先、派遣するチームの決定

⇒ SOBO-WEBより入手した通行止め情報(国交省)と併せて、最適な巡回ルートを設定

□ 各種保健医療福祉活動チームの派遣要請

⇒ とるべき対策の種類、量を算出し、必要チームを算出

□ 避難所生活環境を評価し、とるべき対策を決定

⇒ トイレ、食事、パーティション・簡易ベッド、入浴の確保・改善

⇒ 内閣府防災、他省庁(経産省、農水省等)と情報を共有

D24Hにより分析と解析を実施し、意志決定を支援

分析:細かな要素に分けて、構成要素を明らかにし、
問題点を絞り込む

(例)ラピッドアセスメントシートに基づく情報を集計し、

⇒改善・支援の必要な避難所を絞り込む

⇒改善・支援の必要な地区を絞り込む

⇒改善・支援の必要な対策・項目(TKB等)を絞り込む

解析:問題点をさらに細かく調べ、**原因を追求し、
効果的な対策(活動・支援)の実行につなげる**

⇒物資の供給体制、人員の派遣体制

⇒**ライライン、道路の途絶**

避難所の保健衛生の観
点の事項を想定しており、避難者数、避難所
数はアラートに入力
を、トイレ、食事、寝
床等の詳細は「発災時
における避難所の確保
及び生活環境の整備等
について」(令和7年
5月28日内閣府政策
統括官(防災担当)付
参事官(避難生活担
当)事務連絡)の様式
に記載及び提出を願
います。

D24Hによる集計作業

① 迅速かつリアルタイムな情報集約

⇒医療機関(EMIS)、社会福祉施設(高齢者、障害者、子ども)のシステム、SOBO-WEB(内閣府防災を経由した他省庁システムでの集約情報)との自動連携

⇒**避難所情報**はD24Hで入力

② 保健医療福祉調整本部や現場(市町村・保健所など)の集計・
報告の負担軽減

⇒**避難所情報**は、現場でスマホ等から直接報告。

本部はボタン一つで集計。

③ 各種集計結果等の資料化による負担軽減(今後開発予定)

⇒ 集約した情報をそのまま会議資料として活用できるよう加工(資料化)することにより、更なる事務負担の軽減



参考資料



各種災害対応関係者連絡協議会にかかる補助

令和8年度概算要求額 **94百万円**【要望額】
(新規)

政策統括官（防災担当）
（避難支援担当・食事支援担当）

事業概要・目的

能登半島地震を踏まえた対応として、避難生活において、市町村では、指定場所や物資拠点等に最低限必要な備蓄やを確保するとともに、都道府県においては市町村の備蓄状況を踏まえた備蓄の確保や温かい食事の提供など避難所環境の確保を求められている。

また、自治体（市町村）においては避難所での温かい食事を提供するため、関係事業者らと連携し、体制づくりに向けて協議をしている例はあるが、都道府県としても、そのような自治体（市町村）を増やし、災害時における迅速な対応が求められている。

加えて、災害対策基本法等の改正に伴い新たに「福祉サービスの提供」が追加されることから、災害時における個人情報の取扱いや必要となる対応等について、平時から関係者間において情報や認識の共有を図っておく必要がある。

このため、行政、福祉関係団体や、食事関係団体などが集まり、平時における情報共有や発災時の対応の確認を行うことを目的として、都道府県に対して、協議会を設置するために必要となる費用の補助を行うものである。

事業イメージ・具体例

○ 福祉支援や食事支援ほか災害対応に携わる団体等と都道府県との間において、都道府県単位の連絡協議会を行政、福祉関係団体、食事関係業者などを参集（分野別、テーマ毎に参集をいただくこともありえる）し、年に数回程度開催。

災害時における関係者間における平時からの防災に関する認識、個人情報への取扱い、発災時における対応の確認等について共有するとともに、協議会での議論内容を市町村に共有するなどネットワークを構築

○ 協議会の参加者（例）

1. 行政（都道府県の防災部局、福祉部局、教育委員会、農林水産部局、商工部局、自衛隊、管内市町村（救助実施市含む）ほか）
2. 福祉関係団体（日本赤十字社都道府県支部、都道府県社協ほか）
3. 食事関係（飲食店組合、キッチンカー団体、生協や食品スーパー、卸売市場、学校法人、栄養士その他関係団体ほか）

○ 開催を委託する場合の委託先団体として、福祉支援関係については都道府県社協や防災関係NPO法人等を、食事支援関係については、全国飲食業生活衛生同業組合連合会の組合員ほか、防災関係NPO法人等を想定。

資金の流れ



期待される効果

○ 平時から関係者間において必要となる情報や認識を共有しておくことにより、発災時に速やかな対応を行うことが期待できる。